⑶　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

㈠　利用定員が20人以下の場合　100単位

㈡　利用定員が21人以上の場合　80単位

⑷　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（⑸に該当する場合を除く。）

㈠　利用定員が10人以下の場合　200単位

㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合　133単位

㈢　利用定員が21人以上の場合　80単位

⑸　主として重症心身障害児を通わせる法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

㈠　利用定員が５人の場合　400単位

㈡　利用定員が６人の場合　333単位

㈢　利用定員が７人の場合　286単位

㈣　利用定員が８人の場合　250単位

㈤　利用定員が９人の場合　222単位

㈥　利用定員が10人の場合　200単位

㈦　利用定員が11人以上の場合　133単位

ロ　看護職員加配加算Ⅲ

⑴　児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（⑵又は⑶に該当する場合を除く。）

㈠　利用定員が30人以下の場合　134単位

㈡　利用定員が31人以上40人以下の場合　114単位

㈢　利用定員が41人以上50人以下の場合　88単位

㈣　利用定員が51人以上60人以下の場合　72単位

㈤　利用定員が61人以上70人以下の場合　62単位

㈥　利用定員が71人以上80人以下の場合　54単位

㈦　利用定員が81人以上の場合　48単位

⑵　主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

㈠　利用定員が20人以下の場合　200単位

㈡　利用定員が21人以上30人以下の場合　160単位

㈢　利用定員が31人以上40人以下の場合　114単位

㈣　利用定員が41人以上の場合　88単位

⑶　主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

㈠　利用定員が20人以下の場合　200単位

㈡　利用定員が21人以上の場合　160単位

⑷　法第６条の２の２第２項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（⑸に該当する場合を除く。）

㈠　利用定員が10人以下の場合　400単位

㈡　利用定員が11人以上20人以下の場合　266単位

㈢　利用定員が21人以上の場合　160単位